

北海道立看護学院等看護職員課程 修学資金貸付の手引

(令和2年度までに借入を開始した旧制度による貸付について)

北 海 道

(令和4年度(2022年度)卒業者以降)

修学資金を借りている皆さんへ

(必ず読んでください)

- この手引きは、①修学資金の貸付の条件、②借り受けている在学中の手続き、③卒業後に貸付金の償還が免除されるまで、又は、貸付金を償還するまでの手続きについて記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 修学資金を借り受けた皆さんは、卒業後に次の届出及び毎年の報告を義務付けられています。諸手続きは、期日を必ず守ってください。手続きがなされず、借受者本人と連絡がつかない場合は、保証人又は養成施設等に連絡させていただきます。また、必要な手続きがなされない場合、修学資金を償還していただくことがあります。

(卒業後の手続き)

- ・ **業務従事届 (卒業した年に提出)**
様式は、20 頁です。コピーをして使ってください。
卒業後、修学資金の償還が免除される施設に就業したことを確認するための手続きです。
資格試験合格後に、できるだけ早く免許証の申請手続きを行ってください。
修学資金の償還が免除される施設に就業したときは、免許の交付を受けた後、すみやかに、「業務従事届」と「免許証の写し」を送付してください(就業施設長の証明が必要です)。
- ・ **看護業務従事状況報告書 (卒業した年の翌年から毎年提出する)**
様式は、12 頁です。コピーをして使ってください。
修学資金の償還が免除される施設に、決められた期間、就業し続けていることを確認するための手続きです。
毎年4月15日までに、前年度の就業状況を記載し送付してください(就業施設長の証明が必要です)。

- 皆さんが借り受けた修学資金の目的や償還免除については、次のとおりですが、詳しくはこの手引きの中に記載してありますので、確認してください。
 - ・ 貸付制度の目的
この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸し付け、看護職員を育成することを目的としています。
 - ・ 貸付金の償還の免除について
貸付をした修学資金は、卒業後1年以内に免許を取得し、定められた施設に定められた期間従事した場合に償還が免除されます。免除の要件は1頁を参照してください。
要件に該当しなくなった場合は、償還(貸付金の返還)していただくことになります。

詳しくは下記にお尋ねください。

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
代表電話 011-231-4111 内線 25-364

修学資金借受内容メモ

(覚え書きとして活用してください)

本籍地 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____

養成施設名			課程
修学資金の種別	一 般	保健師・助産師・看護師・大学院	
	特 別	助産師・看護師	
修 学 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (月)		
借 受 金 額	一 般	円 (月額 32,000 円)	
	特 別	円 (月額 18,000 円)	
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名		
以前に借り受けた 北海道からの 修学資金	養成施設	課程 種別	
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (月)	
	金 額	円 (月額 円)	
看護業務開始 (免許登録年月日から)	施設名		
	年 月 日	平成 年 月 日開始	
返還免除予定年月日			
その他届出事項			

目 次

	(頁)
I 修学資金貸付制度の手続きについて	1～7
1 一般修学資金貸付制度の目的	1
2 一般修学資金の償還が免除される就業施設と就業期間	1～2
3 特別修学資金貸付制度の目的	2
4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間	2
5 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き	3
6 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き	3～4
7 貸付金の償還が免除される就業期間に達した場合の手続き	4
8 貸付金の償還が免除される就業期間に達しない場合の手続き	4～6
(1) 貸付金の一部を償還する場合	4～5
(2) 貸付金の全額を償還する場合	5～6
9 違約金の計算方法	6
10 償還金及び違約金の納入方法	6
11 よくある質問	7
12 書類の提出先及び問い合わせ先について	7
II 各手続きで提出する書類の様式	8～26
III 関係条例及び規則	27～34
○ 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例	27～30
○ 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則	31～34

I 修学資金貸付制度の手続きについて

1 一般修学資金貸付制度の目的

- この修学資金は、条例及び規則に基づき、保健師、助産師又は看護師になるため道立看護職員養成施設に在学し、将来道内において条例及び規則で定める施設等でそれぞれの看護職種の業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けるものです。
- したがって、貸付を受けた者は、条例及び施行規則に定められた事項に従わなければなりません。
次のとおり申請、届出等必要な手続きがありますので、該当する場合は直ちに手続きをしてください。

2 一般修学資金の償還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業した日から1年以内に、次の道内の特定施設等のいずれかに引き続き5年間、大学院修了者は修了した日から1年以内に、次の医療機関等に引き続き5年間（途中で勤務先を変えてもよい）就業すると貸付金の償還が免除されます。

職 種	対 象 施 設 等
保健師	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む） ※ <u>保健師としての業務に限る</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>（特定町村） 人口1万人未満で、かつ次のいずれかに該当する町村</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） <u>人材確保支援計画の対象となる町村</u> （2） 当該年度において、新たに保健師の採用を予定している町村 </div>
助産師	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道内の病院その他の施設 ※ <u>助産師としての業務に限る</u>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定市町村※に所在する次の施設 ① 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床が200床未満の病院 ② 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院 ③ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所 ④ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（知事が定めるものに限る） ⑤ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院 ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第5条第6項に規定する療養介護を提供する施設（知事が定めるものに限る） ⑦ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 ⑧ 介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所（訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に3年以上勤務した場合に限る）

<p>(※：指定市町村)</p> <p>(1) 町及び村</p> <p>(2) 条例第2条の修学資金の貸付を受けようとする者が最初に貸付決定を受けた日の属する年度の4月1日において公表されている統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の国勢調査の結果による人口が1万人未満の市</p> <p>(3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市</p> <p>(4) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地を有する市のうち同法第3条第1項の規定により総合整備計画を定めているもの</p>
<p>【備考】</p> <p>特別修学資金の貸付を併せて受けた場合には、特定病院（道立江差病院、道立羽幌病院、倶知安厚生病院、遠軽厚生病院、浦河赤十字病院、町立中標津病院）も免除対象施設となります。</p>

職 種	対 象 施 設 等
大学院	<p>① 医療法第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>② 医療法第1条の5第2項に規定する診療所</p> <p>③ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 （知事が定めるものに限る）</p> <p>④ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院</p> <p>⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を提供する施設（知事が定めるものに限る）</p> <p>⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>⑦ 介護保険法に規定する訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所 （訪問看護事業所等に勤務する前に特定施設に3年以上勤務した場合に限る）</p>

3 特別修学資金貸付制度の目的

この貸付制度は、北海道における看護職員の充足を図るため、将来特定病院において看護業務に従事しようとする助産師、看護師又は准看護師養成施設の学生に対し、その修学に必要な資金を貸付し、看護職員を育成することを目的としています。

4 特別修学資金の返還が免除される就業施設と就業期間

養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、次の特定病院において看護業務（助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。）に従事した場合において、引き続き5年間就業したとき（途中で勤務先を変えてもよい）は貸付金の返済が免除されます。要件を満たさない場合は、返還していただくこととなります。

免許区分	特 定 病 院
助産師 看護師 准看護師	<p>・道立江差病院 ・道立羽幌病院 ・倶知安厚生病院</p> <p>・遠軽厚生病院 ・浦河赤十字病院 ・町立中標津病院</p> <p>（人口10万対看護職員就業者数が全道平均を下回る第二次医療圏に所在する町村に設置されている地域センター病院）</p>

※ 特別修学資金と一般修学資金を借りた場合で、特定病院でない一般修学資金の返還免除対象施設に就業した場合、特別修学資金のみ償還となります。

5 貸付期間中（在学中）及び卒業後就業してからの手続き

貸付期間中及び就業後償還免除になるまでの期間は毎年、次の手続きをしてください。

区分	事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
在 学 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金の貸付申請をするとき ①初年度（新規貸付） 申請時期：5～6月頃 ②次年度以降（継続貸付） 申請時期：2～3月頃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金貸付申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 (継続貸付の場合は不要) ・ 推薦書 ・ 身上申告書 ・ 戸籍謄本又は住民票 (本籍・筆頭者を省略しないもの)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、貸付が終了したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学資金借用証書 8頁 	<ul style="list-style-type: none"> ※左記の証書には、収入印紙を貼り、割印を押印
卒 業 後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成施設を卒業したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業届 18頁 	<ul style="list-style-type: none"> ※左記の届出は、養成施設から一括して17頁を提出する場合は不要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後に進学し、進学した養成施設を卒業したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業届 18頁 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許取得後（免許登録日以降をいう。以下同じ）、業務に従事しはじめたとき (大学院借受者は業務に従事しはじめたとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務従事届 20頁 ※所属長の証明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許証の写し
翌年度以降毎年 4月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許取得後の就業期間が5年に達するまで、毎年4月15日までに前年度分の従事状況を報告する。最終報告は5年の就業期間に達した時点で報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護業務従事状況報告書 12頁 ※所属長の証明が必要 	

6 変更事項（氏名・就業場所の変更等）があった場合の手続き

次のことについて変更があったときは、速やかに届け出てください。

区分	事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借受人又は保証人が氏名、住所等を変更したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 借受人、保証人・住所、氏名、本籍変更届 23頁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票

在 学 中	・修学資金の貸付を辞退するとき	①修学資金辞退届 24 頁 ②償還明細書 10 頁 ③修学資金借用証書 (当該年度分) 8 頁	※貸付を途中で辞退したときは、全額償還となる (5 頁参照)
	・休学 (復学) したとき	・休学 (復学) 届 25 頁	
	・退学したとき	①退学届 26 頁 ②修学資金借用証書 8 頁 ③償還明細書 10 頁	
	・本人が死亡したとき	「借受者死亡の場合」の項 (5 頁) を参照	
卒 業 後	・道内の保健師、助産師養成施設へ進学したとき (養護教員課程は猶予の対象外)	・進学届 19 頁	・在学証明書
	・就業先を変更したとき	・従事先変更届 22 頁	・看護業務従事状況報告書 (変更前のもの) 12 頁
	・疾病、出産等により看護業務を中断するとき	・看護業務中断承認申請書 14 頁	・診断書、母子手帳の表紙のコピー等、証明できる書類
	・本人が死亡したとき	「借受者死亡の場合」の項 (5 頁) を参照	

7 貸付金の償還が免除される就業期間に達し、債務を全額免除する場合の手続き

事 例	提 出 書 類
・免許取得後、条例・規則に定める道内の償還免除就業施設等において、引き続き5年以上就業したとき (就業期間を確認するため、5年分の看護業務従事状況報告書の提出が必要。)	①償還免除申請書 15 頁 ②最終の看護業務従事状況報告書 12 頁

8 貸付金を償還(一部又は全部)する場合の手続き

(1) 貸付金の一部を償還する場合

事 例	提 出 書 類	備 考
・道内の償還免除就業施設等において修学資金の貸付を受けた期間以上、5年未満就業し、退職したとき (一部免除)	①償還免除申請書 15 頁 ②償還明細書 10 頁 ③退職証明書 (任意の様式で、就業先から証明を受ける) ④看護業務従事状況報告書 12 頁	$\text{一部免除額} = \left(\frac{\text{特定施設等の就業月数}}{\text{貸付月数} \times 5 / 2} \right) \times \text{貸付金}$ (注) 貸付月数 24 か月未満は 24 か月とする $\text{一部償還額} = \text{貸付金} - \text{一部免除額}$

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還方法 退職した月の翌月から償還開始 ① 一括償還 ② 貸付期間以内で毎月均等払 ③ 貸付期間以内で半年毎均等払 のいずれかを選択
--	--	---

なお、借受者本人が死亡した場合は、保証人等が次の書類を提出してください。

事 例	提 出 書 類	添 付 書 類
貸付金の免除の場合	・ 償還減免申請書 16 頁	死亡診断書の写し、戸籍謄本、 戸籍抄本のいずれか
貸付金の一部償還の場合	・ 償還減免申請書 16 頁 ・ 償還明細書 10 頁	
貸付金の全額償還の場合	・ 償還明細書 10 頁	

(2) 貸付金の全額を償還する場合

事 例	提 出 書 類	返 還 期 間 等
・ 退学したとき	①退学届 26 頁 ②償還明細書 10 頁 ③修学資金借用証書 (当該年度分) 8 頁	・ 退学した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する
・ 修学資金の貸付を辞退するとき	①修学資金辞退届 24 頁 ②償還明細書 10 頁 ③修学資金借用証書 (当該年度分) 8 頁	・ 辞退した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する
・ 卒業後 1 年以内に免許を取得できなかったとき	・ 償還明細書 (備考欄に免許不取得と明記) 10 頁	・ 卒業した年の翌年 4 月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する
・ 免許取得後、又は大学院修了後、道内の償還免除就業施設で就業しないとき	・ 償還明細書 (備考欄に未就業と明記し、就業先の名称を記入) 10 頁	・ 卒業した年の翌年から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する
・ 免許取得後、道内の償還免除就業施設で就業せず道外に転出したとき	・ 償還明細書 (備考欄に道外転出と明記) 10 頁	・ 転出した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する

<p>・免許取得後、道内の償還免除就業施設等での就業期間が修学資金の貸付を受けた期間未満で退職したとき</p> <p>3年貸付者 業務従事3年未満で退職</p> <p>2年貸付者 業務従事2年未満で退職</p> <p>1年貸付者 業務従事1年未満で退職</p>	<p>①償還明細書 10項</p> <p>②看護業務従事状況報告書 12項</p> <p>③退職証明書（任意の様式で就業先から証明を受ける）</p>	<p>・退職した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する</p>
<p>・道外に進学したとき</p>	<p>○償還明細書（備考欄に道外進学と明記） 10頁</p>	<p>・道外に進学した月の翌月から償還を開始し、貸付を受けた期間以内で償還を完了する</p>

※ 償還方法

貸付期間と同期間以内で毎月払又は半年分まとめて年2回の均等払いで償還する。一括償還も可能。

9 違約金の計算方法

償還期限内に償還を納入しないときは、違約金（年利 14.5%）が生じます。

$$\text{違約金} = \text{償還金} \times 0.145 \times \frac{\text{滞納日数}}{365 \text{日}}$$

10 償還金及び違約金の納入方法

(1) 償還金

償還関係書類の提出後、償還明細書に記載された償還の都度「納入通知書」を送付しますので、金融機関に持ち込み、納入してください。

(2) 違約金

償還金を滞納した場合、償還金納入後、滞納日数により計算した違約金の「納入通知書」を送付しますので、金融機関に持ち込み、納入してください。

※ 道外で納入する場合は、都市銀行でのみ納入を受け付けています。（ゆうちょ銀行は使用できません。）

1 1 よくある質問

貸付金の償還について

Q 1 貸付金を償還しなければならない場合には、どのようなものがありますか？

A 1 主なものとしては、以下のものなどがあります。就業先が免除対象かどうか不明な場合には、就業を決める前に、担当にご確認ください。

- ① 養成所を途中で退学した場合
- ② 卒業後、免除対象の施設に就職しなかった場合
- ③ 道外へ転出した場合等となっています。

なお、北海道のホームページ内、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課医務薬務グループのページに「医療機関の名簿について(Excel ファイルへのリンク)」がありますので、病床数等については、こちらを参考にしてください。

Q 2 養成施設を退学したときや免除対象外の施設に就業したときなど、貸付金が返還となった場合、すぐに全額を返還しなければならないのですか。

A 2 貸付金の返還にあたっては、返還となる事由が発生した翌月から、貸付を受けた期間に相当する期間内に、月賦、半年賦、一括払の方法で返還となります。

なお、償還を開始した後は、「その償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、その未納額につき年 14.5 パーセントの割合をもって償還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収する(条例第 9 条)」となっておりますので、注意してください。

Q 3 納入通知書以外の償還方法はありますか？

A 3 クレジット払い、ペイジーが利用できます。(別途手数料が必要)

1 2 書類の提出先及び問い合わせ先について

書類の提出先及び問い合わせ先は次のとおりです。

なお、各様式については、必要な都度、コピーをして使用してください。

〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係

代表電話 011-231-4111 内線 25-364

Ⅱ 各手続きで提出する書類の様式

別記第3号様式（第5条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">修学資金借用証書</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり借用しました。 ついては、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び同条例施行規則の条項を誠実に守り、相違なく返済します。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">北海道知事 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">借受者 住所 〒 ー 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">保証人 住所 〒 ー 氏名</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 収入印紙貼付欄 </div>
借用金額	円
備 考	ただし、月額 円 として 年 月から 年 月まで 月分 休止 期間 停止 修学課程の別

【記入例】

別記第3号様式（第5条関係）

<p>修学資金借用証書</p> <p>収入印紙貼付欄</p> <p>割印</p>	
<p>次のとおり借用しました。 については、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び同条例施行規則の条項を誠実に守り、相違なく返済します。</p>	
<p>記入日を記入してください</p> <p>2023年 4月 1日</p>	
<p>北海道知事 様</p>	<p>借受者 住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号</p> <p>氏名 北海 花子</p> <p>保証人 住所 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎</p> <p>氏名 北海 太郎</p>
<p>借りました方の住所・氏名、を記載し、 捺印してください</p> <p>保証人の方の住所・氏名を記載し、 捺印してください</p>	
<p>1年間に借りました金額を記載してください</p> <p>384,000 円</p>	
<p>借用金額</p>	<p>ただし、月額32,000円として2022年4月から2023年3月まで12ヶ月分</p> <p>借用期間及び月額を記載してください</p>
<p>備考</p>	<p>休止 期間 停止 修学資金の別</p>

別記第4号様式（第5条の2関係）

償 還 明 細 書	
年 月 日	
北海道知事 様	
借受人 住 所 〒 -	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
電話番号	
次のとおり一般修学資金・特別修学資金を償還したいので、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第5条の2の規定により提出します。	
借 用 金 額	円 ただし、月額 円 として 年 月から 年 月まで 月分
償 還 期 間	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで
償 還 方 法	種 別 分割払い（毎月）・分割払い（半年）・一括払い
	支 払 月
	1回の払込金額
払込みの方法	
償 還 理 由	

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

注2 償還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。

【記入例】

別記第4号様式（第5条の2関係）

償 還 明 細 書	
<p>2023年 4月 1日</p> <p style="font-size: small;">記入日を記入してください</p>	
<p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: right;">借受人 住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号</p> <p style="text-align: right;">氏 名 北海 花子</p> <p style="text-align: right;">生年月日 2001年 1月 1日</p> <p style="text-align: right;">電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="font-size: small;">借りた方の現住所・氏名、電話番号、生年月日を記載し、捺印してください</p> <p style="font-size: small;">借りていた方に○をつけてください。</p>	
<p>次のとおり 一般修学資金・特別修学資金を償還したいので、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第5条の2の規定により提出します。</p>	
借 用 金 額	<p style="text-align: center;">1,152,000 円</p> <p>ただし、月額32,000円</p> <p>として 2020年4月から 2023年3月まで 36ヶ月分</p> <p style="font-size: small;">修学資金として借りた合計金額、借りていた期間、月数及び月額を記載してください</p>
償 還 期 間	<p style="text-align: center;">2023年 4月 から 3年 月間</p> <p style="text-align: center;">2026年 3月 まで</p> <p style="font-size: small;">償還する期間を記載してください。修学資金を借りていた期間と同じ期間での記載をお願いします</p>
償 還 方 法	<p style="text-align: center;">種 別</p> <p style="text-align: center;">支払方法に○をつけてください</p> <p style="text-align: center;">分割払い（毎月）・分割払い（半年）・一括払い</p>
	<p style="text-align: center;">支 払 月</p> <p style="font-size: small;">※毎月払の場合 記載不要 ※半年払の場合 支払月（7月と12月など）を記載 ※一括払の場合 支払月を記載</p>
	<p style="text-align: center;">1回の払込金額</p> <p style="text-align: center;">32,000円 一回に払込む金額を記入してください</p>
払込みの方法	<p style="text-align: center;">納入通知書による</p>
償 還 理 由	<p style="text-align: center;">未就業（〇〇〇〇病院就業）、免許不取得、道外転出 等</p> <p style="font-size: small;">償還理由を記載してください。就業している場合、就業先を記載してください</p>

注1 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

注2 償還方法の種別欄は、いずれかを○で囲うこと。

別記第5号様式（第6条の2関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: center;">借受者 住 所 〒 ー</p> <p style="text-align: center;">氏 名 生年月日 年 月 日 電話番号</p> <p>北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第6条の2の規定により、業務従事状況について次のとおり報告します。</p>									
就業施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名 称</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	名 称		所在地					
名 称									
所在地									
業 務 内 容									
就 業 期 間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td rowspan="2" style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">中断理由</td> </tr> </table>	年 月 日から	}	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日まで			中断理由
年 月 日から	}	年 月 日から							
年 月 日まで		年 月 日まで							
		中断理由							
就業事実の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就業施設長</p>								

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

【記入例】

別記第5号様式（第6条の2関係）

<p>看護業務従事状況報告書</p> <p style="text-align: right;">記入日を記入してください → 2023年 4月 1日</p>					
北海道知事 様	<p>借りた方の住所・氏名、電話番号を記載し、捺印してください</p> <p>借受者 住 所 〒080-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁MS6号</p> <p>氏 名 北海 花子 (石狩) ※注</p> <p>生年月日 2001年 1月 1日 生 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>				
<p>北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第6条の2の規定により、業務従事状況について次のとおり報告します。</p>					
就業施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇病院 就業先を記載してください</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地</td> <td style="padding: 5px;">〇〇市〇〇区〇〇丁目 就業先の住所を記載してください</td> </tr> </table>	名 称	〇〇〇〇 病院 就業先を記載してください	所在地	〇〇 市 〇〇 区 〇〇 丁目 就業先の住所を記載してください
名 称	〇〇〇〇 病院 就業先を記載してください				
所在地	〇〇 市 〇〇 区 〇〇 丁目 就業先の住所を記載してください				
業 務 内 容	<p>修学資金を借りた区分に応じて看護業務・保健師業務・助産師業務のいずれかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護業務（看護師、准看護師として修学資金を借りた場合） ・ 保健師業務（保健師として修学資金を借りた場合） ・ 助産師業務（助産師として修学資金を借りた場合） 				
就 業 期 間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 中断期間 年 月 日から 年 月 日まで 中断理由 就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">就業期間は原則、4月1日から3月31日の1年間を記入してください。</p>	2022年 4月 1日 から 2023年 3月31日 まで	中断期間 年 月 日から 年 月 日まで 中断理由 就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください		
2022年 4月 1日 から 2023年 3月31日 まで	中断期間 年 月 日から 年 月 日まで 中断理由 就業期間中に休業した場合、期間と理由を記載してください				
就業事実の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就業施設長</p>				

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

看護業務中断承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例第7条第3項・第7条の2第2項において準用する第7条第3項の規定による看護業務の中断の承認を受けたいので、同条例施行規則第6条の3の規定により関係書類を添えて申請します。

1 中断するまでの就業施設

2 中断期間 年 月 日から 月
年 月 日まで

3 中断しなければならない理由

4 添付書類（申請の理由を証明する書類）

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

償 還 免 除 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例第7条第1項（第2項）・第7条の2第1項（第7条の2第2項において準用する第7条第2項）の規定により償還金の全部（一部）を免除されるよう、同条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 未 償 還 額 円

2 償還免除申請額

3 申 請 の 理 由

4 添付書類（申請の理由を証明する書類）

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

償還金減免（償還方法変更）申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

生年月日

年

月

日

電話番号

次のとおり北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例第10条の規定による償還金の減免（償還方法の変更）をされるよう、同条例施行規則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 未償還額 円
- 2 減免申請額又は希望する償還方法
- 3 申請の理由
- 4 添付書類（申請理由を証明する書類）

注 借受時以降に改姓した場合は、（ ）書きで旧姓を記載すること。

別記第 8 号様式 (第 11 条関係)

卒 業 届

年 月 日

様

施設名

施設長

次のとおり、修学資金借受者が卒業しましたので届け出ます。

記

年 月 日卒業

氏 名	卒 業 後 の 就 業 先 等

注 施設で一括して届けるときに使用すること。

卒 業 届

年 月 日

様

借受者 住 所 〒 -
TEL () -

氏 名

生年月日 年 月 日

次のとおり、卒業しましたので届け出ます。

記

1 卒 業 施 設 名

2 卒 業 年 月 日 年 月 日

3 借受時養成施設名

4 卒業時の就業先

注 借受時の養成施設を卒業後、進学し卒業した場合に使用すること。

進 学 届

年 月 日

様

〒 ー
借受者 住 所
TEL (ー) ー

氏 名

借受時養成施設名

次のとおり、進学しましたので、届け出ます。

記

- 1 施 設 名
- 2 施設所在地
- 3 就 学 期 間 自 年 月
 至 年 月
- 4 添 付 書 類 在学証明書

業 務 従 事 届

年 月 日

様

借受者 住 所 〒 -
TEL () -
氏 名 (旧姓)
生年月日 年 月 日
借受時養成施設名

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

記

- 1 従 事 先 所在地
施設名 TEL
- 2 従事開始年月日 年 月 日
- 3 免 許 保健師・助産師・看護師免許
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

注 免許の写しを添付すること。

【記入例】

業 務 従 事 届

記入日を記入してください

2023年 ○月 ○日

北海道知事 様

借りた方の住所・氏名、電話番号、卒業した養成施設を記載し、捺印してください

借受者 住 所

〒**060-8588**

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁MS6号

TEL (**080**) ○○○○-○○○○

氏 名 **北海 花子**

(旧姓 **石狩**)

生年月日 **20**○○年 ○○月 ○○日生

借受時養成施設名 ○○○○**看護学校**

次のとおり、業務に従事しましたので届け出ます。

記

1 従 事 先 所在地 ○○**市**○○**区**○○**丁目**

施設名 ○○○○**病院** TEL **011**-○○○-○○○○

2 従事開始年月日 **2023**年 **4**月 **1**日

3 免 許 保健師・助産師・**看護師**

免 許 番 号 第 ○○○○○○ 号 ※注

登録年月日 **2023**年○○月○○日

上記のとおり従事していることを証明します。

年 月 日

就業施設の長

注 免許の写しを添付すること。

従 事 先 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所
TEL () ー

氏 名
(旧姓)

生年月日 年 月 日

借受時養成施設名

次のとおり、業務の従事先を変更しましたので届け出ます。

記

新従事先 名 称

所在地

従事開始年月日 年 月 日

上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

年 月 日

新従事先施設の長

注 変更前の看護業務従事状況報告書を添付すること。

借受者 住所
 連帯保証人 ・ 氏名 ・ 変更届
 本籍

年 月 日

北海道知事 様

借受者 住 所 〒 -
 TEL () -

氏 名
 (旧姓)

生年月日 年 月 日生

借受時養成施設名

次のとおり、変更しましたので届け出ます。

記

事 由	新	旧
氏 名	(ふりがな) (借受者との関係・職業 :)	
住 所	TEL () -	
本 籍		
添付書類		
変更理由		

注1 必要事項のみ記載すること。

2 氏名欄、住所欄の () は、連帯保証人の変更の場合に借受者との関係及び職業並びに電話番号を記載すること。

修学資金 辞 退 届

年 月 日

様

修学資金の貸付の決定を受けた者

〒 ー

住 所

氏 名

次のとおり北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例による修学資金の貸付を辞退したいので、届け出ます。

- 1 辞退する時期
- | | | |
|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日 |
| 年 | 月 | 日から |
| 年 | 月 | 日まで |
- 2 辞 退 理 由

貸付決定期間

休学（復学）届

年 月 日

北海道知事 様

修学資金の貸付の決定を受けた者

〒 ー

住 所

氏 名

次のとおり、休学（復学）したので届け出ます。

記

1 休学（停学）期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 休学（停学）理由

3 復学月日 年 月 日

※復学時記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

退 学 届

年 月 日

北海道知事 様

〒 ー
借受者 住 所
氏 名

年 月 日退学したので届け出ます。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名

養成施設の長

Ⅲ 関係条例及び規則

○北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年12月28日条例第84号）

（目的）

第1条 この条例は、北海道立旭川高等看護学院、北海道立紋別高等看護学院、北海道立江差高等看護学院、北海道立網走高等看護学院、北海道美唄聖華高等学校（専攻科に限る。）及び北海道稚内高等学校（専攻科に限る。）（以下「看護学院」という。）並びに札幌医科大学保健医療学部（以下「医科大学学部」という。）、札幌医科大学大学院保健医療学研究科（看護学専攻に限る。以下「医科大学大学院」という。）及び札幌医科大学助産学専攻科（以下「医科大学専攻科」という。）の課程を経て、将来道内において保健師、助産師又は看護師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、もって優秀な保健師、助産師又は看護師を育成することを目的とする。

（修学資金の種類）

第1条の2 修学資金の種類は、一般修学資金及び特別修学資金とする。

（一般修学資金の貸付の対象）

第2条 道は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、一般修学資金を貸付する。

- (1) 北海道立旭川高等看護学院の地域看護学科（以下「地域看護学科」という。）において修学中の学生であって、将来保健師として5年以上道内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）に勤務しようとする者
- (2) 北海道立旭川高等看護学院の助産学科（以下「助産学科」という。）又は医科大学専攻科において修学中の学生であって、将来助産師として5年以上道内の病院その他の施設に勤務しようとする者
- (3) 看護学院（北海道立旭川高等看護学院の地域看護学科及び助産学科を除く。第6条第1項第1号を除き、以下同じ。）において修学中の学生であって、将来看護師として5年以上看護師の確保が特に困難と認められる市町村であって規則で定めるもの（以下「指定市町村」という。）の区域に所在する病院その他の施設であって規則で定めるもの（以下「特定施設」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）若しくは同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「介護予防訪問看護事業所」という。）に勤務しようとする者又は地域看護学科若しくは助産学科に入学しようとし、かつ、将来それぞれ第1号若しくは前号に該当する者
- (4) 医科大学学部の看護学科（以下「医大看護学科」という。）において修学中の学生であって、将来、保健師として5年以上道内の特定町村に勤務しようとする者、看護師として5年以上指定市町村の区域に所在する特定施設、訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所に勤務しようとする者又は地域看護学科、助産学科若しくは医科大学専攻科に入学しようとし、かつ、将来それぞれ第1号若しくは第2号に該当する者
- (5) 看護師の免許を取得し、医科大学大学院の修士課程において修学中の学生であって、将来看護師として5年以上道内の病院その他の施設であって規則で定めるもの（以下「医療機関」という。）、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務しようとする者

（特別修学資金の貸付の対象）

第2条の2 道は、前条第2号から第4号までに掲げる者であって、将来助産師又は看護師として5年以上助産師又は看護師の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院で規則で定めるもの（以下「特定病院」という。）に勤務しようとするものに対し、一般修学資金と併せて、特別修学資金を貸付する。

（貸付金額等）

第3条 修学資金の貸付金額は、次のとおりとする。

- (1) 一般修学資金 在学期間中月額3万2,000円
- (2) 特別修学資金 在学期間中月額1万8,000円

2 修学資金は、無利子とする。

（貸付の申請）

- 第4条 修学資金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人1人を定めて連署の上知事に申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請があったときは、知事は、貸付の可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- (保証人)
- 第5条 保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 2 保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな保証人を定めて連署の上知事に届け出なければならない。
- (貸付の取消し等)
- 第6条 修学資金の貸付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、貸付の決定を取り消し、又は貸付を停止するものとする。
- (1) 看護学院又は医科大学学部、医科大学大学院若しくは医科大学専攻科を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) 不品行等により修学資金の貸付を受ける者として適当でないと認められるとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 修学資金の貸付の決定を受けた者が休学したときは、その期間中、修学資金の貸付を休止する。
- (一般修学資金の償還の免除)
- 第7条 知事は、一般修学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、一般修学資金の償還の債務の免除をすることができる。
- (1) 地域看護学科又は医大看護学科を卒業後1年以内に保健師として道内の特定町村(当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であった町村が特定町村でなくなった場合における当該町村を含む。以下同じ。)に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (2) 助産学科又は医科大学専攻科を卒業後1年以内に助産師として道内の病院その他の施設に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (3) 看護学院又は医大看護学科を卒業後1年以内に看護師として指定市町村(当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に指定市町村であった市町村が指定市町村でなくなった場合における当該市町村を含む。以下同じ。)の区域に所在する特定施設又は訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所(当該訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務する前に指定市町村の区域に所在する特定施設に3年以上勤務した場合に限る。第8条第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号において同じ。)に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (4) 看護学院又は医大看護学科を卒業後1年以内に保健師助産師養成機関(道内に所在する保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所をいう。以下同じ。)に入学し、当該保健師助産師養成機関を卒業後1年以内に、保健師として道内の特定町村に勤務した場合又は助産師として道内の病院その他の施設に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (5) 医科大学大学院の修士課程を修了後1年以内に看護師として道内の医療機関又は訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所(当該訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務する前に医療機関に3年以上勤務した場合に限る。次号並びに第8条第1項第5号及び第2項第4号において同じ。)に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- (6) 医科大学大学院の修士課程を修了後1年以内に大学院(学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の規定に基づく大学院をいう。以下同じ。)の博士課程(看護学専攻に限る。以下同じ。)に進学し、当該博士課程を修了後1年以内に看護師として道内の医療機関、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき。
- 2 知事は、一般修学資金の貸付を受けた者が、それぞれ前項第1号から第4号までに定めるところによりその業務に従事した場合において、その業務に引き続き従事した期間を合計した期間が一般修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間以上であるときは、規則で定めるところにより、一般修学資金の償還の債務の一部を免除することができる。

- 3 一般修学資金の貸付を受けた保健師、助産師又は看護師が、疾病その他やむを得ない理由により知事の承認を受けてそれぞれ第1項各号に規定する業務（卒業後最初に従事した業務に限る。）を中断し、当該中断の生じた日から1年以内（当該中断が当該貸付を受けた者の出産又は当該貸付を受けた者の子の養育に係る休業のためであるときは、知事が認める期間内）に再び当該業務に従事した場合においては、その者を、先の業務に従事した期間と後の業務に従事した期間とを通じ、引き続き当該業務に従事した者とみなして前2項の規定を適用する。

（特別修学資金の償還の免除等）

第7条の2 知事は、特別修学資金の貸付を受けた者が、助産学科若しくは医科大学専攻科又は看護学院若しくは医大看護学科を卒業後1年以内に助産師又は看護師として特定病院（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定病院であった病院が特定病院でなくなった場合における当該病院を含む。以下同じ。）に勤務した場合において、その業務に従事した期間が引き続き5年に達したときは、規則で定めるところにより、特別修学資金の償還の債務の免除をすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別修学資金の償還の債務の免除については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 3 特別修学資金の貸付を受けた者であって、第1項又は前項において準用する前条第2項の規定による特別修学資金の償還の債務の免除を受けるものに対する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「助産師」とあるのは、「助産師又は看護師」とする。

（一般修学資金の償還）

第8条 一般修学資金の貸付を受けた者が、当該貸付（第2条第3号又は第4号に該当し、及び同条第1号又は第2号に該当して引き続き一般修学資金の貸付を受けた者にあつては、同条第1号又は第2号に係る貸付）の終了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日（以下この条において「経過日」という。）において次の各号のいずれかに該当する場合は、経過日の翌日から起算して一般修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、一般修学資金を償還しなければならない。

- (1) 地域看護学科を卒業後、道内の特定町村の保健師の業務に従事していないとき。
- (2) 助産学科又は医科大学専攻科を卒業後、道内の病院その他の施設において助産師の業務に従事していないとき。
- (3) 看護学院を卒業後、指定市町村の区域に所在する特定施設、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所において看護師の業務に従事せず、かつ、保健師助産師養成機関に在学していないとき。
- (4) 医大看護学科を卒業後、道内の特定町村の保健師の業務に従事せず、指定市町村の区域に所在する特定施設、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所において看護師の業務に従事せず、かつ、保健師助産師養成機関に在学していないとき。
- (5) 医科大学大学院の修士課程を修了後、道内の医療機関、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所において看護師の業務に従事せず、かつ、大学院の博士課程に進学していないとき。

2 前項の規定にかかわらず、一般修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して一般修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、一般修学資金を償還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 道内に居住しなくなったとき。
- (3) 第2条第1号から第4号までに掲げる者であつて、一般修学資金の貸付を受けたものが、道内の特定町村の保健師、道内の病院その他の施設における助産師又は指定市町村の区域に所在する特定施設、訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所における看護師としてその業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき。
- (4) 第2条第5号に掲げる者であつて、一般修学資金の貸付を受けたものが、道内の医療機関、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所において看護師としてその業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき。

(特別修学資金の償還)

第8条の2 特別修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月(第3号に該当するときは、当該理由の生じた日の翌日)から起算して特別修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払の方法により、規則で定めるところにより、特別修学資金を償還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたとき。
- (2) 道内に居住しなくなったとき。
- (3) 助産学科若しくは医科大学専攻科又は看護学院若しくは医大看護学科を卒業後1年を経過した日に、特定病院において助産師又は看護師の業務に従事していないとき。
- (4) 特定病院において助産師又は看護師としてその業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき。

(違約金)

第9条 前2条の規定により修学資金を償還すべき者が、その償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、その未納額につき年14.5パーセントの割合をもって償還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、その違約金を免除することができる。

(償還の猶予)

第9条の2 修学資金の貸付を受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、当該各号に定める理由が継続する期間、貸付した修学資金の償還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消された後も引き続き地域看護学科、助産学科若しくは医科大学専攻科、看護学院若しくは医大看護学科又は医科大学大学院の修士課程(次号において「道立養成施設」と総称する。)に在学しているとき。
 - (2) 道立養成施設を卒業後、他の保健師助産師養成機関又は道立養成施設に在学しているとき。
 - (3) 医科大学大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得した者が、修士課程を修了後、大学院の博士課程において看護に関する専門知識を修得しようとするとき。
 - (4) 第7条第1項各号又は第7条の2第1項に定めるところにより業務に従事しているとき。
- 2 借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の償還の債務の履行が困難になったと認められる場合は、知事は、必要と認める期間、その借受者の債務の履行を猶予することができる。
- 3 借受者が疾病その他やむを得ない理由により第7条第3項(第7条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の知事の承認を受けて第7条第1項各号又は第7条の2第1項に規定する業務(卒業後最初に従事した業務に限る。)を中断し、当該中断の生じた日から1年以内(当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、第7条第3項の知事が認める期間内)に再び当該業務に従事することが確実であると認められる場合は、知事は、当該業務を中断する期間、その借受者の債務の履行を猶予することができる。

(償還金の減免等)

第10条 借受者が次の各号のいずれかに該当し、事情やむを得ないと認められるときは、知事は、その償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度心身障害の状態に在ると認められるに至ったとき。
- (3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。
- (4) 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

一部改正〔昭和57年条例23号・平成26年29号〕

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年4月25日規則第52号）

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定市町村）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める市町村は、次のとおりとする。

（1） 町及び村

（2） 一般修学資金の貸付を受けようとする者が最初に貸付決定を受けた日の属する年度の4月1日において公表されている統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項に規定する国勢調査の結果による人口が1万人未満の市

（3） 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市

（4） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地を有する市のうち同法第3条の規定により総合整備計画を定めているもの

（特定施設）

第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

（1） 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項及び第2項の規定に基づく許可病床が200床未満の病院

（2） 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院

（3） 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

（4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。）

（5） 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院（独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関をいう。次号及び次条において同じ。）

（6） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。）

（7） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

2 前項の規定にかかわらず、一般修学資金と併せて特別修学資金の貸付を受ける者又は受けた者についての条例第2条第3号の規則で定める施設は、同項各号に掲げる施設のほか、第2条の4に規定する病院（同項第1号に該当するものを除く。）とする。

（医療機関）

第2条の3 条例第2条第5号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

（1） 医療法第1条の5第1項に規定する病院

（2） 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

（3） 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。）

（4） 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された国立病院

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。)

(6) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
(特定病院)

第2条の4 条例第2条の2の規則で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、総合病院浦河赤十字病院、北海道立羽幌病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院及び町立中標津病院とする。

(貸付の申請)

第3条 修学資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度に引き続き当該修学資金の貸付を受けようとする者(新たに条例第2条の2の規定により特別修学資金の貸付を受けようとする者を除く。)については、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 誓約書(別記第1号様式の2)

(2) 身上申告書(別記第2号様式)

(3) 戸籍謄本又は住民票の写し

(4) 修学資金の貸付を受けようとする者が条例第1条に規定する看護学院、医科大学学部、医科大学大学院又は医科大学専攻科に在学する場合にあつては、その長の推薦書

(貸付の決定、通知等)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付するかどうかを決定するものとする。

2 知事は、条例第4条第2項の規定により貸付すると決定した者に対してはその旨を、貸付しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(修学資金の交付及び借用証書)

第5条 修学資金は、条例第4条第2項の規定により貸付の決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)の在学期間中、毎月交付する。ただし、特別の理由があるときは、その2月分以上を併せて交付することができる。

2 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付が終了したとき又は条例第6条第1項の規定により貸付の決定を取り消されたときは、別記第3号様式の借用証書を知事に提出しなければならない。

(償還明細書)

第5条の2 条例第9条の2第1項に規定する借受者(以下「借受者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日から起算して20日以内に別記第4号様式の償還明細書を知事に提出しなければならない。

(1) 条例第7条第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により償還の債務の一部を免除されたとき。

(2) 条例第8条又は第8条の2の規定に該当するとき。

(3) 条例第10条の規定により償還金の一部を免除されたとき。

(届出)

第6条 借受者又は保証人は、貸付を受けた修学資金の償還を終わるまでの間又は償還を免除されるときまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 借受者又は保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。

(2) 借受者が保健師、助産師、看護師又は准看護師として勤務し、勤務場所を変更し、又は勤務しなくなったとき。

(3) 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定、失踪その他の事情によりその適性を失ったとき。

(業務従事状況の報告)

第6条の2 借受者は、条例第7条第1項又は第7条の2第1項の規定により修学資金の償還の債務を免除されるまでの間、毎年3月末日における業務従事の状態を、別記第5号様式の報告書により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

第6条の3 条例第7条第3項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により看護業務の中断の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の看護業務中断承認申請書に、その事実を証明する書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(償還の免除)

第7条 条例第7条第1項若しくは第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第1項の規定により修学資金の償還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の申請書にその事実を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第7条第1項若しくは第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第1項の規定により免除すると決定した者に対してはその旨を、免除しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(在職期間の計算)

第8条 条例第7条第1項及び第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)並びに第7条の2第1項の規定による在職期間の計算については、借受者が勤務し、又は業務を開始した日の属する月から退職し、又は業務を廃止した日の属する月までの月数により計算するものとする。

(償還の一部免除)

第9条 条例第7条第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により免除することができる修学資金の償還の債務の額は、当該借受者が勤務し、又は業務に従事した期間を修学資金の貸付を受けた期間(条例第6条第2項の規定により修学資金が貸付されなかった期間を除き、かつ、その期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは1とする。)を当該借受者の償還の債務の額(履行期が到来していない部分に限る。)に乗じて得た額とする。

(償還金等の納付)

第10条 条例第8条又は第8条の2の規定による償還金及び条例第9条本文の規定による違約金の納入は、知事の発する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。

(償還の猶予)

第10条の2 条例第9条の2(第1項第4号に係る部分を除く。)の規定により修学資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第7号様式の2の申請書にその事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の債務の履行を猶予するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第9条の2(第1項第4号に係る部分を除く。)の規定により償還の債務の履行を猶予すると決定した者に対してはその旨を、償還の債務の履行を猶予しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(償還金の減免等の申請)

第11条 条例第10条の規定により償還金の減免又は償還方法の変更を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書に、その事実を証する書面を添えて知事に申請しなければならない。条例第9条ただし書の規定による違約金の免除を受けようとする者についても、同様とする。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の減免若しくは償還方法の変更又は違約金の免除を決定するものとする。

北海道保健福祉部
地域医療推進局医務薬務課看護政策係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

代表電話 011-231-4111
内線 25-364